

別表第5

検査の項目		包装形態	ロットの大きさ(N)	検体採取のための開梱数(n)	検体採取量(kg)	検体数
総アフラトキシン (食品1粒重量が0.1g以下のもの)	① 袋詰めで内容量がおおむね20kg以上のもの	袋	≤ 280	32	1	1
			281 ~ 500	50	1	1
			501 ~ 1,200	80	1	1
			1,201 ~ 3,200	130(65×2)	2 (1×2)	2
			≥ 3,201	210(70×3)	3 (1×3)	3
	② 缶入り又はカートン入りで内容量が4.5kg以上のもの	缶又はカートン	≤ 50	2	1	1
			51 ~ 500	4(2×2)	2 (0.5×2)×2	2
			≥ 501	6(2×3)	3(0.5×2)×3	3
	③ ①及び②以外のもの	小型容器包装	≤ 50	2(2×1)	1 サンプルの最小採取単位は150gとし、150g未満のものにあつては必要量を集めてこれを1サンプルとする	1
51 ~ 500			3(3×1)	1		
501 ~ 3,200			6(3×2)	2		
≥ 3,201	9(3×3)	3				
総アフラトキシン (食品1粒重量が0.1gを超えるもの)	① 袋詰めで内容量がおおむね20kg以上のもの	袋	≤ 280	32	5	1
			281 ~ 500	50	5	1
			501 ~ 1,200	80	5	1
			1,201 ~ 3,200	130(65×2)	10 (5×2)	2
			≥ 3,201	210(70×3)	15 (5×3)	3
	② 缶入り又はカートン入りで内容量が4.5kg以上のもの	缶又はカートン	≤ 50	2	5	1
			51 ~ 500	4(2×2)	10 (2.5×2)×2	2
			≥ 501	6(2×3)	15(2.5×2)×3	3
	③ ①及び②以外のもの	小型容器包装	≤ 50	2(2×1)	1 サンプルの最小採取単位は150gとし、150g未満のものにあつては必要量を集めてこれを1サンプルとする	1
51 ~ 500			3(3×1)	1		
501 ~ 3,200			6(3×2)	2		
≥ 3,201	9(3×3)	3				

※1：穀類、豆類等のばら積み貨物の検体採取については、次のとおりとする。（食品1粒重量が0.1g以下のものは1kg、0.1gを超えるものは5kgとする。）

ア. サイロ又ははしけ（以下「サイロ等」という。）搬入時の検体採取

サイロ等に搬入する際に任意の1サイロ等を1ロットとして、ロット全体を代表する検体となるようオートサンプラー等を用いて検体採取を行うものとし、適正な時間的間隔をもって15回、計10kg以上を採取したものを縮分して1検体（1kg又は5kg以上）とする。

イ. はしけにおける検体採取

任意の1はしけ内の上部、中部、下部の計15か所から計10kg以上を採取したものを縮分して1検体（1kg又は5kg以上）とする。

ウ. コンテナにおける検体採取

任意の1コンテナ内の上部、中部、下部の計15か所から計10kg以上を採取したものを縮分して1検体（1kg又は5kg以上）とする。

※2：粉末状及びペースト等に加工された食品の検体採取については、総アフラトキシン（食品1粒重量が0.1g以下のもの）を適用する。

※3：米国産アーモンド（対日輸出プログラム対象品）については、コンテナ内の任意の15か所から計10kg以上を採取したものを縮分して1検体（5kg以上）とする。